

九州米粉食品普及推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、九州米粉食品普及推進協議会（通称：九州ここネット）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新たな米の需要拡大につながる「米粉食品」の普及推進を行うことによって、地域産業の振興や食料自給率の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉食品の新規開発に関する調査協力や相互支援
- (3) 米粉食品に関するセミナーや講習会の開催
- (4) 会員相互・関係機関等との連携及び関係行事への参加
- (5) その他、会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する九州在住（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）の個人及び団体とする。

- 2 本会への加入は申し込みによってなされる。
- 3 会員は、あらかじめ本会に書面をもって通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

(運営委員)

第5条 本会に運営委員会を設置し、運営委員は総会において選任する。

- 2 運営委員は基本的に各県から若干名ずつ選出する。
- 3 選任された運営委員の中から、会長1名、副会長2名を互選する。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 6 運営委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集した時に開催し、次の事項について議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 会務の計画、執行に関する事項
- (3) 運営委員・役員の選任
- (4) その他必要な事項

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、会長が招集し、その議長にあたり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会により委任された事項
- (2) 会務の計画、執行に関する事項
- (3) 総会に提出する議案
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 なお、招集が困難な場合においては、書面の送付をもって、上記の事項を審議決定する。

(部会)

第8条 運営委員会は、本会の目的を達成するための具体的な検討を行うため、運営委員会の下部組織として、次の部会を設置することができる。

- (1) 県部会（県協議会の組織を含む）
- (2) 技術部会

(会計)

第9条 本会の運営は会費制では行わず、事業を実施する毎に協議する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、株式会社丸菱ホールディングス 内に置く。

(付則)

第12条 この会則は、設立の日（平成16年 3月17日）から施行する。

- 2 設立当初の運営委員は、第5条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとし、その任期は平成17年度の総会の日までとする。
- 3 設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、総会の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この会則は、平成25年3月12日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年4月27日から施行する。
- 6 この会則は、令和4年2月22日から施行する。